

健発 0222 第 1 号通知「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について
政省令 概要

【公示された関係政省令・告示】

- 1 健康増進法施行令の一部を改正する政令
- 2 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令
- 3 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令
- 4 健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ

第1 改正法の趣旨及び概要

【用語の解説】

(施設類型)

「第一種施設」=学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や行政機関

⇒ 敷地内禁煙

「第二種施設」=これら以外の事務所や工場、飲食店等

⇒ 原則屋内禁煙(喫煙専用室でのみ喫煙可)

(屋内、屋外の考え方)

「屋内」=外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部

「屋外」=上記以外

(管理権原者、管理者の考え方)

「管理権原者」=施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者

「管理者」=事実上、現場の管理を行っている者

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

第一種施設＝学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高いものが主として利用する施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎
→ 敷地内禁煙

↓ (喫煙が可能な場所・要件)

特定屋外喫煙場所

＝第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

(要件)

(1) 喫煙をすることができる場所が区画されている

(2) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識(別添315)が掲示されている

(3) 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されている

※近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい

【対象施設(第一種施設)】

(1) 学校、病院、児童福祉施設等関係

○学校教育法第1条に規定する学校(大学院の用途に供する施設を除く)

○同法第124条に規定する専修学校(高等課程、専門課程又は一般課程(一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る)を有するものに限る)

○同法第134条第1項に規定する各種学校(20歳未満の者が主として利用するものに限る)

○防衛省設置法第14条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校

○職業能力開発促進法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校

○同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校

○国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第5号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設(水産大学校)

○独立行政法人海技教育機構法第11条第1項第1号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設(海上技術学校及び海上技術短期大学校)

○高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第16条第6号に規定する施設(国立看護大学校)

○自衛隊法施行令第33条の2に規定する陸上自衛隊高等工科大学校

○国土交通省組織令第192条に規定する航空保安大学校

- 同令第 254 条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校
- 児童福祉法第 13 条第3項第1号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設
- 同法第 18 条の6第1号に規定する保育士を養成する施設
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項第1号及び第2号に規定する養成施設
- 理容師法第3条第3項に規定する理容師養成施設
- 栄養士法第2条第1項に規定する栄養士の養成施設
- 保健師助産師看護師法第 19 条第2号に規定する保健師養成所
- 同法第 20 条第2号に規定する助産師養成所
- 同法第 21 条第3号に規定する看護師養成所
- 同法第 22 条第2号に規定する准看護師養成所
- 歯科衛生士法第 12 条第2号に規定する歯科衛生士養成所
- 教育職員免許法第5条第1項に規定する養護教諭養成機関
- 同法別表第1備考第2号の3及び第3号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関
- 同法別表第2の2備考第2号に規定する栄養教諭の教員養成機関
- 社会福祉法第 19 条第1項第2号に規定する養成機関
- 道路運送車両法第 55 条第3項に規定する自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る）
- 診療放射線技師法第 20 条第1号に規定する診療放射線技師養成所
- 歯科技工士法第 14 条第2号に規定する歯科技工士養成所
- 容師法第4条第3項に規定する美容師養成施設
- 臨床検査技師等に関する法律第 15 条第1号に規定する臨床検査技師養成所
- 調理師法第3条第1号に規定する調理師養成施設
- 理学療法士及び作業療法士法第 11 条第1号に規定する理学療法士養成施設
- 同法第 12 条第1号に規定する作業療法士養成施設
- 製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設
- 柔道整復師法第 12 条第1項に規定する柔道整復師養成施設
- 視能訓練士法第 14 条第1号に規定する視能訓練士養成所
- 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第2項第1号に規定する養成施設
- 臨床工学技士法第 14 条第1号に規定する臨床工学技士養成所
- 義肢装具士法第 14 条第1号に規定する義肢装具士養成所
- 救急救命士法第 34 条第1号に規定する救急救命士養成所
- 言語聴覚士法第 33 条第1号に規定する言語聴覚士養成所
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構法第 11 条第1項第1号に規定する施設

- 農業改良助長法施行令第3条第1号に規定する教育機関(20歳未満の者が主として利用するものに限る)
- 学校教育法施行規則第155条第1項第4号及び第2項第7号、第160条第3号、第161条第2項、第162条並びに第177条第7号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設(20歳未満の者が主として利用するものに限る)
- 医療法第1条の5第1項に規定する病院
- 同条第2項に規定する診療所
- 同法第2条第1項に規定する助産所
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に規定する薬局
- 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 同条第29項に規定する介護医療院
- 難病の患者に対する医療等に関する法律第29条第1項に規定する難病相談支援センター
- 施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。)の用途に供する施設
- 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く)、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設
- 同法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設(同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く)
- 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
- 法務省設置法第8条第1項に規定する少年院及び少年鑑別所
- (2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎
- 政策や制度の企画立案業務が行われている施設
 = 中央官庁(地方支部局含む)、都道府県庁舎、市町村庁舎、国及び地方公共団体に設置が義務付けられている施設、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設

第3 第二種施設等における受動喫煙対策

第二種施設等 = 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設 + 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶(新幹線、フェリ一等)



→ **原則屋内禁煙**

(喫煙が可能な場所・要件)

喫煙専用室(※指定たばこ専用喫煙室も設置可能)

= 屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室(基準適合室)の場所で専ら喫煙をすることができる場所

(要件)

- (1) 技術的基準を満たしている
- (2) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設標識の掲示(別添3①、②)
- (3) 20歳未満は立ち入らせてはならない

(1) 技術的基準(★)

- ・出入口において、室外→室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上である
- ・壁、天井等によって区画されている(たばこの煙を通さない材質・構造、かつ、床面から天井まで仕切られている)
- ・たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されている

<経過措置>

管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記の技術的基準を満たすことが困難である場合の技術的基準

= たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができる状態である場合

※「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」

= 次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること。

(室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。)

- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。
- ・当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/

m³以下であること。

(2) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示

○「喫煙専用室標識」(喫煙専用室の出入口)(別添3¹)

- ・当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

○「喫煙専用室設置施設等標識」

(喫煙専用室が設置されている第二種施設の出入口)(別添3²)

- ・喫煙専用室が設置されている旨

+

(技術的基準の経過措置に係る措置を講じている場合) → その旨の記載が必要

●「喫煙専用室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしようとするとき」

又は

「喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしたとき」

→ 喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない

(3) 20歳未満の立入り禁止

- ・20歳未満の従業員を喫煙専用室に立ち入らせて業務を行わせることも認められない。

※指定たばこ専用喫煙室(飲食も可能)

「指定たばこ」=加熱式たばこ(他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定)

(1) 技術的基準

=喫煙専用室と同様(★)

(また下記の状態の場合)

「第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合」

かつ

「指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合」

→ 上記要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはなら

ない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

(2) 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の掲示

○「指定たばこ喫煙専用室標識」(専用室の出入口)(別添3³)

- ・当該場所が喫煙(指定たばこのみの喫煙)できる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

○「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」

(専用室が設置されている第二種施設の出入口)(別添3⁴)

- ・指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨

+

(技術的基準の経過措置に係る措置を講じている場合) → その旨の記載が必要

●「指定たばこ専用喫煙室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしようとするとき」

又は

「指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしたとき」

→ 標識を除去しなければならない

(3) 20歳未満の立入り禁止

- ・20歳未満の従業員を指定たばこ専用喫煙室に立ち入らせて業務を行わせることも認められない。

(4) その他

○指定たばこ専用喫煙室設置施設等に係る広告又は宣伝

管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。

この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示するものとする。

第4 既存特定飲食提供施設における受動喫煙対策

特定飲食提供施設＝次の(1)(2)に該当するものを除いたもの

(1) 下記のいずれかの会社により営まれるもの

・大規模会社(資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円を超える会社)

・資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社のうち次のもの

ア 一の大規模会社が発行済株式又は総額の2分の1以上を有する会社

イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社(アを除く)

(2) 客席の部分の床面積が 100m² を超えるもの

↓ (喫煙が可能な場所・要件)

喫煙可能室(全部喫煙可とする＝喫煙可能店)

＝既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業所が運営するものについて、一定の経過措置を設け、当該第二種施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室(基準適合室)の場所で喫煙をすることができる場所

(要件)

(1) 技術的基準を満たしている

(2) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示(別添3¹²、¹³、¹⁴)

(3) 20歳未満は立ち入らせてはならない

(4) 書類の保存

(5) 喫煙可能室設置施設の届出

(1) 技術的基準

＝喫煙専用室と同様(★)

(また下記の状態の場合)

「第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合」

かつ

「指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合」

→ 上記要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

※既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合

→ 上記に代えて、喫煙可能室が壁、天井等によって喫煙可能室以外の場所と区画されていることとする

(2) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示

○「喫煙可能室標識」(喫煙可能室の出入口)(別添3¹²)

- ・当該場所が喫煙できる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

○「喫煙可能室設置施設等標識」

(喫煙可能室が設置されている第二種施設の出入口)(別添3¹³)

- ・喫煙可能室が設置されている旨

+

(技術的基準の経過措置に係る措置を講じている場合) → その旨の記載が必要

○喫煙可能店標識(店舗出入口)(別添3¹⁴)

※施設の屋内の全部の場所を喫煙可能とする場合

●「喫煙可能室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしようとするとき」

又は

「喫煙可能室設置施設等の全ての喫煙可能室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしたとき」

→ 標識を除去しなければならない

(3) 20歳未満の立入り禁止

- ・20歳未満の従業員を喫煙可能室に立ち入らせて業務を行わせることも認められない。

(4) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存

管理権原者は、当該喫煙可能室設置施設が既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する下記の書類を備え保存しなければならない。

- ・客席部分の床面積に係る資料(店舗図面等)

(客席＝客に飲食をさせるために客に利用させる場所)

- ・資本金の額又は出資の総額に係る資料(資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等)

(5)喫煙可能室設置施設の届出

(旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するもの)

提出書類 :様式第1号(改正省令附則)

提出先 :所在の都道府県知事

届出内容 :喫煙可能室設置施設の名称、所在地

喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名、住所

(法人にあつては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(旅客運送事業鉄道等車両等に所在するもの)

提出書類 :様式第1号(改正省令附則)

提出先 :所在の都道府県知事

届出内容 :喫煙可能室設置施設の名称、及び所在する旅客運送事業鉄道等車両等の
車両番号その他これに類する識別するための文字、番号、記号その他の符号

喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名、住所

(法人にあつては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

※当該届出は改正省令の施行前においても行うことができる

<変更の届け出>

届出を行った管理権原者は、事項を変更したときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の2による届出書に変更の事実を証明することができる書類を添えて、都道府県知事に届け出るものとする

<廃止の届け出>

届出施設の管理権原者は、喫煙可能室の場所を喫煙することができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の3により、その旨を都道府県知事に届け出るものとする

(6)その他

○喫煙可能室設置施設等に係る広告又は宣伝

管理権原者等は、当該喫煙可能室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙可能室設置施設等が喫煙可能室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。

この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示するものとする。

様式第1号

附則様式第1号(附則第2条第6項関係)

(日本工業規格A列4)

※ 届出受理番号	
----------	--

喫煙可能室設置施設 届出書

年 月 日

殿

届出者 ㊟

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — —)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒 — (電話 — —)
3備考		

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 3 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

様式第1号の2

附則様式第1号の2（附則第2条第7項関係）

（日本工業規格A列4）

※ 変更届出受理番号	
------------	--

喫煙可能室設置施設 変更届出書

年 月 日

殿

届出者

㊤

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第7項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — —)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあつては、その名称）	
	(ふりがな) ②法人にあつては、その代表者の氏名	
	③住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）	〒 — (電話 — —)
3 変更内容	①変更前	
	②変更後	
	③変更日	年 月 日
4 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄及び2 欄は、変更届出までの事項を記載すること。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 欄には、変更届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

様式第1号の3

附則様式第1号の3（附則第2条第8項関係）

（日本工業規格A列4）

※ 廃止届出受理番号	
------------	--

喫煙可能室設置施設 廃止届出書

年 月 日

殿

届出者

印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — —)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名（法人にあつては、その名称）	
	(ふりがな) ②法人にあつては、その代表者の氏名	
	③住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）	〒 — (電話 — —)
3 内容	①廃止理由	
	②廃止日	年 月 日
4 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄及び2 欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 4 欄には、廃止届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

第5 喫煙目的施設における受動喫煙対策

喫煙目的施設＝喫煙する場所を提供することを主たる目的とする施設

①「公衆喫煙所」

②「喫煙を主たる目的とするバー、スナック等」

たばこの対面販売をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食させる営業

(自動販売機のみによる販売は該当しない)

③「店内で喫煙可能なたばこ販売店」

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること(設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く)

(「たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の販売をしている」とは、当該店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えるものをいう)

(要件)

(1) 技術的基準を満たしている

(2) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示(別添35～11)

(3) 20歳未満は立ち入らせてはならない

(4) 帳簿の保存

(1) 技術的基準

＝喫煙専用室と同様(★)

(また下記の状態の場合)

「第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合」

かつ

「指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合」

→ 上記要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

(2) 喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の掲示

○「喫煙目的室標識」(喫煙目的室の出入口)(別添36、9)

- ・当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

○「喫煙可能室設置施設等標識」

(喫煙目的室が設置されている施設の出入口)(別添3⁷、¹⁰)

- ・喫煙目的室が設置されている旨

+

技術的基準の経過措置に係る措置を講じている場合 → その旨の記載が必要

○全部を喫煙できる場所とする場合

(目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識)

- ・公衆喫煙所(別添3⁵)
- ・喫煙を主目的とするバー・スナック等(別添3⁸)
- ・たばこ販売店(別添3¹¹)

●「喫煙目的室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしようとするとき」

又は

「喫煙目的室設置施設等の全ての喫煙目的室の場所を専ら喫煙することができる場所としないこととしたとき」

→ 標識を除去しなければならない

(3) 20歳未満の立入り禁止

- ・20歳未満の従業員を喫煙目的室に立ち入らせて業務を行わせることも認められない。

(4) 帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設

対 象 : 「喫煙を主たる目的とするバー、スナック等」

「店内で喫煙可能なたばこ販売店」

※公衆喫煙所以外の2つ

帳簿に保存する事項 : たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報 とすること(許可通知書本体又は写しを保存しておくことが望ましいが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことでも構わない)

(その他)

○喫煙目的室設置施設等に係る広告又は宣伝

管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、

当該喫煙目的室設置施設等が喫煙目的室設置施設等である旨を明らかにしなければならない。

この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示するものとする。

第6 特定施設等における喫煙の禁止

○正当な理由がなく、特定施設等の区分に応じ喫煙禁止場所で喫煙してはならない

「特定施設等」＝特定施設（A）＋旅客運送事業自動車等（B）

A 「特定施設」

＝①「第一種施設」＋②「第二種施設」＋③「喫煙目的施設」（28条4号）

① 「第一種施設」＝学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設（5号イ）
国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（5号ロ）

改正法第2条の「特定施設」と同様

② 「第二種施設」＝多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（6号）

③ 「喫煙目的施設」＝多数の者が利用する施設のうち、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすもの（7号）

B 「旅客運送事業自動車等」

＝旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶（8号）

<喫煙禁止場所>

(1) 第一種施設

次に掲げる場所以外の場所

○特定屋外喫煙場所

○喫煙関連研究場所（＝たばこの喫煙に係る研究では喫煙以外の行為も行われることを踏まえ、たばこに関する研究開発の用に供する場所）

(2) 第二種施設

次に掲げる場所以外の屋内の場所

○喫煙専用室の場所

○喫煙可能室の場所

- 指定たばこ専用喫煙室の場所
- 喫煙関連研究場所

(3) **喫煙目的施設**

喫煙目的室以外の屋内の場所

(4) **旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機**

(バス、タクシー、旅客機等)

内部の場所

(5) **旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶**

(新幹線、フェリー等)

次に掲げる場所以外の内部の場所

- 喫煙専用室の場所
- 指定たばこ専用喫煙室の場所

(上記に違反して喫煙をしている者がいる場合)

この行為を放置し、これが継続・反復されれば、都道府県知事は、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命令することができる。

第7 特定施設等の管理権原者等の責務

<特定施設等の管理権原者の責務>

○喫煙禁止場所に「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない

○特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない

○これら以外にも、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない

※ 「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」

＝灰皿、スモークテーブル等

「喫煙の用に供することができる状態」

＝灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置

稼働させていなくともその場で喫煙をすることができると誤認させるように設置をしているこ

とも含まれる

(喫煙器具・設備が床に固定されており容易に撤去できない場合などにおいては完全な撤去までを求めるものではないが、布等で覆うこと等により使用できない状態にするといった対応が必要である)

第8 都道府県知事による管理権原者等への指導、助言、勧告等

○都道府県知事は、特定施設等の管理権原者に対して、受動喫煙を防止するために必要な指導、助言を行うことができる

都道府県知事 → 管理権原者

<喫煙器具・設備を喫煙の用に供することができる状態で設置している場合>

○期限を定めて、当該喫煙器具・設備の撤去その他当該器具・設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる

(勧告に係る措置をとらなかったとき)



「その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」

(期限内に従わなかった場合)



「公表することができる」

<喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備がたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合しなくなったと認めるとき>

(※喫煙可能室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等、喫煙目的室設置施設も同様)

○喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる

(勧告に係る措置をとらなかったとき)



「その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」

(従わなかった場合)



「公表することができる」

<喫煙目的室設置施設が種類別の要件を満たしていない場合>

○喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室が当該要件に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる

(勧告に係る措置をとらなかったとき)



「その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる」

(従わなかった場合)



「公表することができる」

※特定施設の利用者や第三者からの情報提供があった場合や、他法令・他制度に係る業務において特定施設等の管理権原者等との接点がある場合等に必要に応じて行使しうるものであるが、法違反の状況を把握した場合は、まずは適切に助言及び指導等を中心に行うことにより、法違反状態を早期に是正することを促していくことが望ましい

第9 標識の使用制限

○定められた場合以外の標識又は類似標識の掲示により当該場所が喫煙をすることができる場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁止する

○定められた場合以外の標識の除去又は汚損その他識別を困難にする行為により当該場所が本来喫煙をすることができる場所であるにもかかわらず、喫煙をすることがない場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

第10 適用関係

(異なる規制を受ける施設類型が複数存在する場合)

<第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合>

⇒ 第一種施設の場所としての規制が適用される

ただし

< 第一種施設と第一種施設以外の特定施設が併存し、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合 >

⇒ それぞれが独立した別の施設として規制を適用

< 複合施設の場所に第一種施設が存在する場合 (様々な用途の施設の入居が前提とされている複合施設は第二種施設に分類) >

⇒ 第一種施設の場所に限り第一種施設としての規制を適用

【改正法2条(7/1施行)の時点】

< 特定施設(改正法3条(全面施行)の第一種施設)の場所に特定施設以外の場所がある場合 >

⇒ 特定施設の規制を適用

(旅客運送事業自動車等関係)

< 旅客運送事業鉄道等車両等に輸送等を目的として搭乗するために運行する旅客運送事業自動車の内部の場所 >

⇒ 旅客運送事業自動車に関する規制を適用

< 旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機(内部禁煙)に特定施設がある場合 >

⇒ 旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機としての規制を適用

< 旅客運送事業鉄道等車両等(喫煙専用室の設置が可能)に特定施設が存在する場合 >

⇒ 特定施設としての規制を適用

< 特定施設の場所に、現に運行している旅客運送事業自動車等がある場合 >

⇒ 当該旅客運送事業自動車等は特定施設の場所に一時的に通過するものであり、当該旅客運送事業自動車等の場所は特定施設に係る規制は適用しない

第11 改正法の規制の適用除外

< 適用除外の場所 >

○「人の居住の用に供する場所」

＝プライベートな居住場所、居住又は宿泊を行う場所(家庭の場所や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室の場所等)

※入所施設において多床室・相部屋や共用部は多数の者が利用する場所であるため、適用

除外の場所には当たらず、原則屋内禁煙の措置を講じなければならない。

○「人の居住の用に供する場所」以外で適用除外となる場所

＝・旅館業法第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所(簡易宿所営業の施設、下宿営業の施設の客室(個室を除く)の場所を除く)

・旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室(宿泊の用に供する個室に限る)、宿泊施設の客室(個室に限る。)の場所

(喫煙可能な客室を設ける場合は、同一の客室を日時によって喫煙可能又は禁煙とするのではなく、日時にかかわらず常時喫煙可能な客室又は禁煙の客室とすることが望ましい)

○特定施設等の場所において運行している旅客運送事業自動車等の内部

一時的に通過するものであるため、適用除外

※特定施設等の場所に適用除外の場所がある場合

⇒当該適用除外の場所については、特定施設等に係る規制は適用しない

ただし、病院や介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しない

第12 罰則

<50万円以下の過料>

○下記に基づく命令に違反

・特定施設等の管理権原者等が器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置していることにより勧告を受けていたが、期限内に措置を行わず、勧告に係る措置を命ぜられても改善されない場合

・喫煙専用室設置施設等の構造又は設備が、厚労省が定める技術的基準に適合しなくなつたと(都道府県知事が)認めるとき、喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、基準に適合するまでの間、専用室の共用を停止するよう勧告を受けていたが、その勧告に係る措置を取らず、勧告に係る措置を命ぜられても改善しない場合

(※喫煙可能室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等、喫煙目的室設置施設も同様)

・喫煙目的室設置施設の構造又は設備が、厚労省が定める技術的基準に適合しなくなつたと(都道府県知事が)認めるとき、喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室標識及び

喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、基準に適合するまでの間、目的室の共用を停止するよう勧告を受けていたが、その勧告に係る措置を取らず、勧告に係る措置を命ぜられても改善しない場合

↓

50万円以下の過料

○下記に基づく規定に違反

・主たる出入口の見やすいところに、「喫煙専用室設置施設等標識」、「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」、「喫煙可能室設置施設等標識」を掲示しなければならない。

・何人も類似する標識を掲示してはならない

・何人も喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他識別を困難にする行為をしてはならない

↓

50万円以下の過料

<30万円以下の過料>

○下記に基づく命令に違反

・都道府県知事は、第29条第1項に違反して、喫煙禁止場所で喫煙している者に対し、喫煙の禁止または喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

↓

30万円以下の過料

○下記に基づく規定に違反

・喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、すべての喫煙専用室の場所を喫煙することができる場所としない場合、直ちに喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

(※喫煙可能室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等、喫煙目的室設置施設も同様)

↓

30万円以下の過料

<20万円以下の過料>

- 特定飲食提供施設の要件に関する書類を備え付けず、もしくは保存しなかった者
- 喫煙目的室設置施設の要件に関する帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

↓

20万円以下の過料(78条1号)

- 都道府県が行う立ち入り検査等に対し、報告をせず、虚偽の報告をし、また検査を拒み、妨げ、忌避し、又は質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をした者

↓

20万円以下の過料

第13 職場における受動喫煙対策との連携

- (特定施設は敷地内禁煙が原則であり、特定屋外喫煙場所以外の場所では喫煙をすることができないが、)特定屋外喫煙場所を設置する際は、当該特定施設において業務に従事する者に広く周知すること等を通じて、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならない
- (特定施設等(第一種施設除く)において行われている事業の業種・業態、規模、現在の受動喫煙対策の実施状況等は施設によって様々であるが、)喫煙専用室等を新たに設置する際は業務に従事する者に事前に協議することや、設置に係る事実を広く周知すること等の措置を講ずることにより、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならない
- 労働者のための受動喫煙対策については、別途ガイドライン(今後厚労省が作成・周知)の内容に即した対策が講じられることが望ましい

第14 施行期日

- (1)改正法第1条に係る規定(国及び地方公共団体の責務等)の施行期日

平成31年1月24日

- (2)改正法第2条に係る規定(第一種施設の規制)の施行期日

平成31年7月1日

- (3)改正法第3条に係る全面施行の施行期日

平成32年4月1日